



明治大学インターンシップ実習覚書

明治大学（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、甲に在籍する学生を乙に派遣して行う明治大学インターンシップ実習について、以下の通り確認する。

（目的）

第1条 明治大学インターンシップ実習は、就業体験によって学習意欲の喚起、職業意識の向上と創造的人材の養成、実学教育の展開、大学と社会の交流をめざすことを目的とする。

（期間）

第2条 学生が乙の事業所において実務を経験する期間は、原則として大学の休暇中の一定期間とする。この日数については、甲、乙、および学生の三者で調整を行い決定する。

（実習の内容）

第3条 実習の内容及び場所は、甲、乙、および学生の三者で調整を行い決定する。

（実習期間中の状況把握）

第4条 乙は実習の内容及び進行状況に関し、求めに応じて甲に報告する。実習中に問題が生じた場合は甲、乙および学生の三者が協力して解決にあたるものとする。

（実習に係る経費の負担）

第5条 実習中の経費は乙が負担する。また、乙が学生に命ずる職務遂行に伴う費用についても、乙が負担する。

（実習期間中および通勤途中における災害）

第6条 学生の実習期間中の災害傷害については、「学校教育研究災害傷害保険」、損害賠償については「インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険」を以って充てるほか、甲、乙および学生の三者が誠意をもって問題の解決にあたるものとする。

（学生の遵守事項）

第7条 学生は、乙の事業所におけるインターンシップ実習の参加に際し、乙の就業規則を尊重するとともに、職務遂行にあたっては乙の指導、助言、監督等に従うものとする。

（機密保持義務）

第8条 学生はインターンシップ実習中に知りえた乙の機密を一切他に漏らしてはならない。

（実習の報告）

第9条 インターンシップ実習終了後、乙は甲の求めに応じて「実習実施報告書」に評価を記載し、甲に提出する。

（覚書の継続）

第10条 この覚書は、甲または乙のいずれかから、覚書廃止の申し出がない限り、継続する。

（その他）

第11条 この覚書に疑義が生じた場合並びに定めのない事項等については、甲乙協議の上決定するものとする。

年 月 日

甲 明治大学長 納谷 廣美 印

乙 _____ 印